

平成 28 年度 久留米市保健所運営協議会

日時：平成 29 年 3 月 30 日 15:00～
場所：久留米商工会館 2 階 202 会議室

次 第

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 保健所長あいさつ
- 4 久留米市保健所運営協議会の役割について 資料 1
- 5 議事
 - (1)平成 28 年度久留米市保健所事業報告について 資料 2
 - (2)平成 29 年度久留米市保健所事業計画について 資料 3
- 6 熊本地震被災地支援報告
- 7 その他
- 8 閉会

○久留米市保健所運営協議会条例

平成19年12月20日

久留米市条例第41号

(設置)

第1条 地域保健法（昭和22年法律第101号）第11条の規定に基づき、久留米市保健所運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、関係行政機関、医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者又は職員、学識経験者その他適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

(会長及び副会長の職務)

第5条 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

(会議の成立)

第7条 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(会議の議事)

第8条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、久留米市保健所において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

久留米市保健所運営協議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、久留米市保健所運営協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴手続き)

第2条 傍聴を許可する者（以下「傍聴者」という。）の定員は、10名以内とする。ただし、開催会場の都合により許可する人数を制限することができる。

2 協議会の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）の受付は、開始時刻の30分前から先着順で行い、定員になり次第受付を終了する。

3 傍聴希望者は、協議会の開会時刻までに、開催会場で受付をし、協議会の会長の許可を得た上で、係員の指示に従い、会場に入室すること。なお、会議開会後の入場は認めない。

(会議の非公開)

第3条 協議会の会長は、協議会に諮り、当該会議を非公開とすることができます。

(傍聴者の守るべき事項)

第4条 傍聴者は、次に定める事項を守らなければならない。

- (1) 協議会開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 会場において、会長の許可なく、協議会の模様の録音、撮影等を行わないこと。
- (3) その他会場の秩序を乱し、協議会開催の支障となる行為をしないこと。

(秩序の維持)

第5条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴者に必要な命令をすることができる。

2 会長は、傍聴者がこの要領に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは傍聴者を退場させることができる。また、退場を命じられた者は、当日再び会場に入ることはできない。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、協議会の傍聴に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成20年6月18日から施行する。

平成 29 年 3 月 30 日

保健所運営協議会

資料-1

久留米市保健所運営協議会の役割について

1 久留米市保健所運営協議会の役割

久留米市保健所運営協議会は、地域保健法第 11 条に基づき、「久留米市保健所運営協議会条例」を制定し、設置されております。

その役割としては、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議することとなっております。

※地域保健とは、その地域の住民を対象とした保健活動全般のことを指します。具体的には、地域住民に対する衛生教育、健康相談、母子保健、歯科衛生、老人保健、統計調査など多種類の業務があげられます。その業務を実施する中心的な役割を担うのが保健所です。

2 久留米市保健所運営協議会の設置根拠

本運営協議会の設置根拠となる法律及び条例は以下のとおりです。

■地域保健法・抜粋(昭和 22 年法律第 101 号)

(設置)

第 5 条 保健所は、都道府県、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市、同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市その他の政令で定める市又は特別区が、これを設置する。

(運営協議会)

第 11 条 第 5 条第 1 項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に、運営協議会を置くことができる。

※第 5 条第 1 項に規定する地方公共団体とは、都道府県、政令指定都市、中核市及び政令により保健所を設置する市とされています。

■久留米市保健所運営協議会条例 (平成19年久留米市条例第41号)

(設置)

第1条 地域保健法(昭和22年法律第101号)第11条の規定に基づき、久留米市保健所運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、関係行政機関、医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者又は職員、学識経験者その他適当と認める者の中から、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

(会長及び副会長の職務)

第5条 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

(会議の成立)

第7条 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(会議の議事)

第8条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、久留米市保健所において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。